

令和3年2月室戸市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和2年2月24日(水) 午後2時25分～午後3時30分
2. 場所 室戸市役所2階 第1会議室
3. 出席委員 9名

1番 島巻 賢二委員 2番 細川 季代委員 3番 藤岡 義博委員
4番 小松 弘之委員 5番 谷村 眞一委員 6番 西岡 豊委員
8番 阿野田久志委員 9番 尾崎 考平委員
10番 山崎 修委員

4. 欠席委員 7番 川崎 一男委員
5. 事務局 局長 中屋 秀志 次長 富士原 夏樹
6. 議案 第1号議案 農用地利用集積計画について
第2号議案 農地法第3条許可申請について
第3号議案 非農地証明願について

(開会時刻午後2時25分)

(島巻会長あいさつ)

議長 ただいまから2月定例総会を開会致します。
はじめに事務局より諸般の報告をお願いします。

事務局 はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は10名中9名で、室戸市農業委員会総会会議規則第6条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。川崎委員さんより、欠席のご連絡をいただいております。推進委員さんの出席者数は、10名中8名のご出席で、竹崎擴委員さんと吉川委員さんより、ご欠席の連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、

第1号議案 農用地利用集積計画について

第2号議案 農地法第3条許可申請について

第3号議案 非農地証明願について

の順となっております。

(1月総会以降の農業委員会の活動報告等)

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは2番 細川委員、 3番 藤岡委員にお願いします。

議長 これより議事に入ります。第1号議案 番号1 農用地利用集積計画について議題といたします。この件につきまして、産業振興課中吉主任より説明を願います。説明の間、休憩します。

産業振興課 中吉 第1号議案農用地利用集積計画について説明させていただきます。こちらは農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権設定となります。利用権を設定する者(貸付人)が 〇〇さん、利用権の設定を受ける者(借受人)が公益財団法人高知県農業公社、場所が羽根町字 〇〇 外10筆で、現況の地目は畑(果樹園)、地積が合計で7,158㎡となっております。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第1号議案番号1については、これを承認することに決定
致します。
中吉氏は、ここで公務のため退席となります。
ごくろうさまでございました。

(中吉氏退席)

議長 それでは、続きまして、第2号議案農地法第3条許可申請の件に
ついて、議題といたします。本日この第3号議案につきましては、
多くの申請が出ております。私の方から審議内容の説明をいたし
ます。まず4ページ目の番号1と2の2つについては地区も担当
地区委員さんも同じですので番号1と2を一括して説明を行いま
す。そして番号3、次のページの番号4・5・6番までを一括して
説明します。こちらも担当地区委員が同じであります。
そしてその下の番号7は単独で審議をいたします。
そして次の6ページ目の番号8・9・10 こちらも担当地区委員が、
同じであります。下司推進委員さんが関係するところでありま
すので、退席を願い一括審議する。このような区分をして審議を
いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
それでは第2号議案農地法第3条許可申請番号1・2について、
事務局より説明を行います。説明の間、休憩いたします。

事務局

それでは、第2号議案農地法第3条許可申請の番号1及び番号2について一括して説明いたします。

まず番号1です。議案書4ページをお願いします。申請地は羽根町字
、登記地目・現況地目ともに畑、申請面積は280㎡となっております。

本申請は、
さんから、
さんへの売買による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

事務局

続きまして、第2号議案番号2の説明に移らせていただきます。申請地は羽根町字
、登記地目・現況地目ともに

畑、申請面積は704㎡となっております。

本申請は、
さんから、
さんへの売買による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

～事務局より説明は以上です。

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より番号1及び番号2の申請内容について説明がございました。

担当地区委員さんの番号1・2続けての現地調査等の報告をお願いいたします。

9 番 第2号議案農地法第3条許可申請番号1及び2について証言します。
尾 崎 2月16日、午後1時半に事務局富士原さん、推進委員の黒岩さんと私の3人で現地を確認してきました。場所は国道55号線沿いの前の
のスタンドがありまして、その横にハウスが2つ並んであります。その裏手にこの切図とはちょっと畑の形が変わってまして、この切図と逆のようになってまして、段々畑が2段になってまして、整地をいっぺん、やり直しているような、その下の段が さんの譲り受ける分で、上の段が さんの譲り受ける分になっています。申請内容は事務局の説明のあったとおりで、問題ないと思われますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま担当地区委員さんから番号1・2について、現地調査等の報告がございました。この件につきまして、ご意見・ご質問のある方はをお願いします。

(なし)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。
まず、第2号議案番号1について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第2号議案番号1については、許可することに、決定致します。

議 長 続きまして番号2についてお諮りします。
ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって番号2についても許可することに、決定致します。

議 長 それでは、続きまして、第2号議案農地法第3条許可申請の件について、番号3・4・5・6について事務局より一括して説明いたします。説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第2号議案番号3から番号6まで一括して説明いたします。
まず、第2号議案番号3農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書4ページをお願いします。
申請地は吉良川町字 、登記地目・現況地目ともに田で、
申請面積は2,499㎡となっております。
本申請は、 さんから、 さん
への売買による所有権移転の申請です。
以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、
調査書に従って説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

事 務 局 続きまして第2号議案番号4について説明いたします。
議案書5ページをお願いします。
申請地は吉良川町字 、登記地目・現況地目ともに
田で、申請面積は204㎡となっております。
本申請は、 さんから さん
への売買による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

事務局

続きまして、第2号議案番号5農地法第3条許可申請について、説明いたします。議案書同じく5ページをお願いします。

申請地は吉良川町字　　、字　　、
同甲　　、登記地目・現況地目ともにそれぞれ田で、申請面積は3筆計1,807㎡となっております。

本申請は、　　さんから　　さんへの売買による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

事務局

続きまして、第2号議案番号6農地法第3条許可申請について、説明いたします。議案書は5ページです。

申請地は吉良川町字　　、同甲　　、登記地目・現況地目ともに田で、申請面積は2筆計1,536㎡となっております。

本申請は、　　さんから、　　さんへの売買による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

～事務局より説明は以上です

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より番号3・4・5・6番について、一括で申請内容の説明がございました。

こちらの議案の担当地区委員は私でございますが議長をしている関係で私に代わって、久保推進委員さんより現地調査等の報告を、一括してお願いします。

久保利文
推進委員

第2号議案農地法第3条許可申請番号3から6までを一括して説明いたします。申請内容については事務局富士原さんより説明がありました。これらの申請は、今回計画されております庄毛地区の基盤整備に関連するものでございまして、所有者に対して計画前に意向調査を実施し、田を手放したいという方が26名ございまして、その面積が3町あまりに上りました。それで、組合員がそれぞれ増やして賄おうとしましたけれども、とても賄いきれないということで、新規購入をお願いした次第でございます。それで7名の方が、手をあげてくれまして、購入していただくことになりました。その現地確認を2月18日の午後に、島巻会長、事務局の富士原さんと私の3人で行いました。いずれも小学校の西側に点在をしております筆数も多いですし、個々の所在については割愛させていただきたいと思います。番号3の譲受人は5年前に新規就農いたしまして、現在ハウスでピーマンを栽培しております。

それから番号4・5・6でございますが、これもその小学校周辺の300mに点在しています。譲受人の方ですが現在は東の川の方で、ハウスナスを栽培しております、日照条件がちょっと問題があるということで、移転先としてこの庄毛地区を考えているということでございます。番号3から6について、営農に関して何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。番号3から6につきまして、担当地区委員さんから現地調査等の報告がございました。この件につきまして、みなさん方より、ご意見・ご質問を受けたいと思います。

(な し)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。
番号3について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを許可することに決定致します。

議 長 続きまして番号4についてお諮りします。
番号4について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって番号4については、許可することに決定致します。

議 長 続きまして番号5についてお諮りします。
番号5について、許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって番号5については、許可することに決定致します。

議 長 続きまして番号6についてお諮りします。
番号6について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって番号6について、許可することに決定致します。

議 長 それでは、続きまして、第2号議案 農地法第3条許可申請の番号7
について、議題といたします。この件につきまして、事務局より、
説明をお願いします。説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第2号議案番号7 農地法第3条許可申請について説明いたします。
議案書5ページをお願いします。申請地は羽根町字
登記地目・現況地目ともに田、申請面積は376㎡となっております。
本申請は、 さんから、 さんへの、
売買による所有権移転の申請です。
以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調
査書に従って説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

～事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より番号7について、説明がございました。
担当地区委員さんの川崎委員が本日欠席のため、竹崎推進委員さんより、現地調査等の報告をお願いいたします。

竹崎芳行 16日の11時30分現地を確認して参りました。場所は国道沿いにやまもと病院がございませう。その病院脇に市道が山手の方に向かって上っております。その市道を1kmくらい入ったところにの集落がございませう。この集落内の市道沿いに現地がございまして、私と川崎委員と富士原さんとで確認をしております。よろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。担当地区委員さんの現地確認の報告が、ございました。この件につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なし)

議 長 格別ないようございませうので番号7についてお諮りします。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって番号7について許可することに、決定致します。

議長 続きますして第2号議案農地法第3条許可申請の件、番号8・9・10
について議題といたします。こちらの議案の番号8・9・10につき
ましては、担当地区委員が同じであることから、番号8・9・10を
事務局より一括で説明し、証言の方も番号8・9・10を久保推進委
員に続けて説明をお願いします。
なお、第2号議案番号8・9・10は下司推進委員に関係する事案と
なっておりますので、農業委員会法第31条の規定による農業委員
の議事参与の制限に準じまして、当該事案の審議開始から終了まで
退席していただきます。
下司推進委員さん、退席をよろしく申し上げます。
説明の間、休憩します。

(下司推進委員退席)

事務局 第2号議案番号8について説明いたします。議案書6ページをお願い
します。申請地は吉良川町字 で、登記地目・現況
地目ともに田となっており、面積は273㎡です。
本申請は さんから さんへの
売買による所有権移転の申請です。
以上については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可
要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については調査書のとおりですので調査書に従っ
て説明させていただきます。

(調査書の内容を説明)

久保利文
推進委員

第2号議案番号8・9・10について説明いたします。申請内容は事務局の説明のとおりでございます。経緯につきましても先程説明した番号3から6と同じでございます。同日に現地確認を行いました。各筆につきましても、小学校から300m以内に点在しております。各筆について多いので、くわしい説明は割愛させていただきます。耕作の状態なんですが、番号9の上の2つが耕作されておりました。その他は耕作されておられません。今後承認されましたら庄毛地区で営農にかかわっていただけるということで、問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。担当地区委員さんの現地確認の報告がございました。この件につきましても、ご意見・ご質問はありませんか。

(なし)

議 長

格別ないようでございますので、お諮りします。
第2号議案 番号8について許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって番号8について許可することに決定致します。

議 長

続きまして、第2号議案 番号9についてお諮りします。
番号9について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって番号9については、許可することに決定致します。

議 長 続きます、第2号議案 番号10についてお諮りします。
番号10について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よってこれを許可することに決定致します。

(下司推進委員復席)

議 長 続きます第3号議案 番号1 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明をいたします。
説明の間、休憩します。

事務局 第3号議案番号1 非農地証明願について説明いたします。議案書31ページをお願いします。
申請地は、羽根町字 外6筆で登記地目は田及び畑、
現況地目は原野となっています。面積が7筆計3,584㎡で、農用地区域外です。 さんの所有地です。
申請理由ですが、16年ほど前、前所有者である夫が亡くなられてから耕作されておらず原野状態となっていることから、農地への復旧が困難となっているとのことです。事務局より説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、番号1の申請内容についての説明がございました。関係担当地区委員さんの説明を、お願いします。

9 番 第3号議案非農地証明願番号1について証言します。2月16日
尾 崎 午後2時半に事務局の富士原さん、推進委員の黒岩さん、代理人
と私の4人で現地を確認してきました。場所は羽根川の橋
が架かっている東詰めの市道を500mくらい上へあがったところに
ダイドーの工場がありまして、その前に川へ行く道があります。
それを行きますと橋がありまして、橋を渡った川上の方に
があります。そこから川の上の方へ300mほど上ったと
ころの山路の方の奥の方に、だいたい固まって申請地があります。
現況は竹とか大茅とか木などが生えていて農地に復旧することは
困難と思われるので、審議の方をよろしくお願いします。

議長 長 ありがとうございます。みなさん方非農地となった事由のところに
書いてあります16年前くらい、室戸市の非農地の基準として、
20年というひとつの基準がございました。その20年については、
人為的に転用等をしてしまっていた場合の要件でありまして、耕作
を断念してそれで原野になったとか山林になったとかいう場合は
その20年の適用ではなく10年以上ということがございます。
そういうことがございますので改めて尾崎委員さん・黒岩推進委員
さん、完全なる原野状態ということにかまいませんですね。

尾崎委員 はい
黒岩推進委員

議 長 そういうことをございます。それではこの件について、ご意見・ご質問を受けたいと思います。

(な し)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。
第3号議案番号1について非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第3号議案番号1については、非農地として証明をすることに決定致します。

議 長 続きますして第3号議案 番号2 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明いたします。
説明の間、休憩します。

事務局 第3号議案番号2 非農地証明願について説明いたします。議案書31 ページです。申請地は、羽根町字 で登記地目は田、現況地目は原野となっています。面積が310 m²で、農用地区域外です。 さんの所有地です。
申請理由ですが、平成4年10月頃から耕作しておらず現在は竹林となっていることから、農地への復旧が困難となっているとのことです。事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、番号2の申請内容についての説明がございました。関係担当地区委員さんの説明を、お願いします。

10 番 非農地証明願について証言いたします。先程事務局の方から説明がありましたので、内容の説明は省かせてもらいます。私の方からは場所について説明させていただきます。2月22日、私と吉川推進委員と富士原さんと申請者と4人で確認してきました。岡田のみかん屋さんから国道を北へ入ると羽根の霊園があります。その西側を50mくらい行きますと市民館があります。そこから30mくらい北へ向かいますと があります。その裏手が申請地になります。現在は竹林で蔓等が生い茂っている状態です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。担当地区委員より、番号2について現地調査等の報告がございました。この件について、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。第3号議案番号2について非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第3号議案番号2については、非農地として証明をすることに決定致します。
- 議 長 続きまして第3号議案 番号3 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明をいたします。
説明の間、休憩します。
- 事 務 局 第3号議案番号3 非農地証明願について説明いたします。議案書31ページです。申請地は、室津字 で登記地目は田、現況地目は原野となっています。面積が152㎡で、農用地区域外です。 の共有の所有地です。
申請理由ですが、昭和60年11月頃から耕作しておらず現在は竹林となっていることから、農地への復旧が困難となっているとのことです。事務局より説明は以上です。
- 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、番号3の申請内容についての説明がございました。関係担当地区委員さんの説明を、お願いします。
- 6 番 非農地証明願の番号3について証言します。2月18日に申請者の
西 岡 代理人 、推進委員の久保壯一さん、事務局の富士原さんと私の4名で現場の確認をしております。場所につきましては室戸高校のグラウンドがございしますが、その北側に市道が通っており、それを挟んだ対面にこの場所がございします。先程事務局の方から説明がありましたが、現在は竹が生い茂ってまして、農地への復旧は困難であろうと確認をしてきておりますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。担当地区委員より、番号3について現地調査のご報告がございました。この件について、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。
第3号議案番号3について非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第3号議案番号3については、非農地として証明をすることに決定致します。

議 長 それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。なければ、総会についてはここで締めさせていただきます。
事務局より、その他の事務連絡をお願いします。

事務局 (その他の事務連絡)

議 長 他に何かありませんでしょうか。なければ、閉会の挨拶を谷村代理にお願いいたします。

(谷村職務代理の閉会の挨拶)

(閉会時刻午後 3 時 3 0 分)